

大阪市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市火災予防条例施行規則（昭和37年大阪市規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(火炎伝走防止用消火装置)</p> <p>第2条の4 条例第3条の4第1項第2号アの火炎の伝走を防止できる<u>自動消火装置</u>は、消防長の定める構造、材質、性能及び設置の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>(火炎伝走防止用消火装置)</p> <p>第2条の4 条例第3条の4第1項第2号アの火炎の伝走を防止できる<u>自動消火装置</u> <u>(以下火炎伝走防止用消火装置という。)</u>は、消防長の定める構造、材質、性能及び設置の基準に適合するものでなければならない。</p>
<p>(火災予防上必要な業務に関する計画の提出)</p> <p>第4条の3 条例第55条の5第2項の規定により火災予防上必要な業務に関する計画の提出を行う者は、第2号様式の2による<u>提出書</u>を、所轄消防署長を経て消防長に提出しなければならない。</p>	<p>(火災予防上必要な業務に関する計画の提出)</p> <p>第4条の3 条例第55条の5第2項の規定により火災予防上必要な業務に関する計画の提出を行う者は、第2号様式の2による<u>提出書正副2通</u>を、所轄消防署長を経て消防長に提出しなければならない。</p>
<p>(防火対象物の使用開始等の届出)</p> <p>第5条 条例第56条第1項の規定により届出を行う者は、使用開始の日の7日前までに、第3号様式（階数が10以上又は棟数が2以上の防火対象物にあつては、第3号様式及</p>	<p>(防火対象物の使用開始等の届出)</p> <p>第5条 条例第56条第1項の規定により届出を行う者は、使用開始の日の7日前までに、第3号様式（階数が10以上又は棟数が2以上の防火対象物にあつては、第3号様式及</p>

び第4号様式)による届出書を、所轄消防署長を経て消防長に提出しなければならない。

(火を使用する設備等の設置等の届出)

第6条 条例第57条の規定により同条各号に掲げる火を使用する設備等の設置又は変更について届出を行う者は、設置又は変更の日の5日前までに、第5号様式から第8号様式までによる届出書を、所轄消防署長を経て消防長に提出しなければならない。ただし、同条第12号に掲げる設備については、3日前までとする。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第7条 条例第58条の規定により同条各号に掲げる火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等について届出を行う者は、当該行為を行う日の3日前までに、第9号様式から第13号様式までによる届出書を、所轄消防署長に提出しなければならない。ただし、同条第1号の行為については、前日までとし、やむをえない場合に限り口頭によることができるものとする。

(少量危険物等の貯蔵又は取扱い等の届出)

第8条 条例第60条第1項の規定により少量危険物等の貯蔵又は取扱いについて届出を行う者は、当該行為を開始する日の7日前までに、貯蔵又は取扱いを廃止した場合は遅滞なく、第14号様式による届出書を、所轄消防署長に提出しなければならない。

び第4号様式)による届出書正副2通を、所轄消防署長を経て消防長に提出しなければならない。

(火を使用する設備等の設置等の届出)

第6条 条例第57条の規定により同条各号に掲げる火を使用する設備等の設置又は変更について届出を行う者は、設置又は変更の日の5日前までに、第5号様式から第8号様式までによる届出書それぞれ正副2通を、所轄消防署長を経て消防長に提出しなければならない。ただし、同条第12号に掲げる設備については、3日前までとする。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第7条 条例第58条の規定により同条各号に掲げる火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等について届出を行う者は、当該行為を行う日の3日前までに、第9号様式から第13号様式までによる届出書それぞれ正副2通を、所轄消防署長に提出しなければならない。ただし、同条第1号の行為については、前日までとし、やむをえない場合に限り口頭によることができるものとする。

(少量危険物等の貯蔵又は取扱い等の届出)

第8条 条例第60条第1項の規定により少量危険物等の貯蔵又は取扱いについて届出を行う者は、当該行為を開始する日の7日前までに、貯蔵又は取扱いを廃止した場合は遅滞なく、第14号様式による届出書正副2通(貯蔵又は取扱いを廃止した場合にあつては1通)を、所轄消防署長に提出しなけ

2 条例第60条第2項の規定により灯油の販売について届出を行う者は、当該行為を開始する日の7日前までに第14号様式の2による届出書を所轄消防署長に提出しなければならない。

(消防設備業等の届出)

第9条 条例第61条の規定により消防設備業等の届出を行う者は、第15号様式による届出書を所轄消防署長を経て消防長に提出しなければならない。

(消防用設備等又は火炎伝走防止用消火装置の工事設計書の届出)

第9条の2 条例第61条の2の規定により工事設計書の届出を行う者は、当該工事に着手する日の10日前までに、第16号様式による届出書に、当該工事に係る設計に関する図書等を添付して所轄消防署長を経て消防長に提出しなければならない。

[削る]

[削る]

^{とう}
(指定洞道等の届出)

第9条の3 条例第61条の3の規定により指定洞道等への通信ケーブル等の敷設又は届出事項の変更について届出を行う者は、敷設又は変更に係る工事に着手する日(工事を伴わない届出事項の変更にあつては、当該変更の日)の7日前までに、第16号様

ればならない。

2 条例第60条第2項の規定により灯油の販売について届出を行う者は、当該行為を開始する日の7日前までに第14号様式の2による届出書正副2通を所轄消防署長に提出しなければならない。

(消防設備業等の届出)

第9条 条例第61条の規定により消防設備業等の届出を行う者は、第15号様式による届出書正副2通を所轄消防署長を経て消防長に提出しなければならない。

(消防用設備等又は火炎伝走防止用消火装置の工事設計書の届出)

第9条の2 条例第61条の2の規定により工事設計書の届出を行う者は、当該工事に着手する日の10日前までに、次の各号に掲げる工事設計書の区分に従い当該各号に掲げる届出書正副2通に、当該工事に係る設計に関する図書等を添付して所轄消防署長を経て消防長に提出しなければならない。

(1) 消防用設備等の工事設計書にあつては、第16号様式による届出書

(2) 火炎伝走防止用消火装置の工事設計書にあつては、第16号様式の2による届出書

^{とう}
(指定洞道等の届出)

第9条の3 条例第61条の3の規定により指定洞道等への通信ケーブル等の敷設又は届出事項の変更について届出を行う者は、敷設又は変更に係る工事に着手する日(工事を伴わない届出事項の変更にあつては、当該変更の日)の7日前までに、第16号様

<p><u>式の2による届出書</u>を所轄消防署長を経て消防長に提出しなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p>(道路掘削工事防災計画の提出)</p> <p>第9条の4 条例第62条の規定により道路掘削工事防災計画の提出を行う者は、当該工事に着手する日の7日前までに第17号様式による<u>届出書</u>を所轄消防署長を経て消防長に提出しなければならない。</p> <p><u>第16号様式</u> (第9条の2関係) (A4)</p> <p>[様式 別紙2 挿入]</p> <p>[削る]</p> <p><u>第16号様式の2</u> (第9条の3関係) (A4)</p> <p>[様式 略]</p>	<p><u>式の3による届出書正副2通</u>を所轄消防署長を経て消防長に提出しなければならない。</p> <p>[2 同左]</p> <p>(道路掘削工事防災計画の提出)</p> <p>第9条の4 条例第62条の規定により道路掘削工事防災計画の提出を行う者は、当該工事に着手する日の7日前までに第17号様式による<u>届出書正本2通及び副本1通</u>を所轄消防署長を経て消防長に提出しなければならない。</p> <p><u>第16号様式</u> (第9条の2関係) (A4)</p> <p>[様式 別紙1 挿入]</p> <p><u>第16号様式の2</u> (第9条の2関係) (A4)</p> <p>[様式 別紙3 挿入]</p> <p><u>第16号様式の3</u> (第9条の3関係) (A4)</p> <p>[様式 同左]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市火災予防条例施行規則第16号様式及び第16号様式の2による用紙は、この規則による改正後の大阪市火災予防条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

消 防 用 設 備 等 設 計 届 出 書

年 月 日					
大阪市消防長 様 住 所 届出者 氏 名 電話番号 ()					
大阪市火災予防条例第 61 条の 2 の規定により、次のとおり届け出ます。					
工 事 の 場 所					
工 事 を 行 う 防 火 対 象 物 の 名 称					
消 防 用 設 備 等 の 種 類					
消 防 工 事 設 施 備 工 等 者	住 所 <small>(法人にあっては、主たる事業所の所在地)</small>	電話番号 ()			
	氏 名 <small>(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)</small>			消防設備業届出番号 及び届出年月日 年 月 日 署第 号	
工 事 消 防 責 任 設 者 備 又 は 士	住 所	電話番号 ()			
	氏 名				
	免 状 の 種 類 及 び 指 定 区 分	種 類 等	交 付 知 事	交 付 年 月 日	講 習 受 講 状 況
	甲・種類 乙	都道府県知事	交 付 番 号	受 講 地	受 講 年 月
			年 月 日 第 号	都道府県	年 月
工 事 の 種 別	1 新設 2 増設 3 移設 4 取替え 5 改造 6 その他				
着工 (予定) 年月日	年 月 日	完成 (予定) 年月日	年 月 日		
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 注 1 工事の種別欄については、該当する事項を○印で囲んでください。
 2 ※印の欄については、記入しないでください。

消 防 用 設 備 等
火炎伝走防止用消火装置 設計届出書

大阪市消防長 様 住 所 届出者 氏 名 電話番号 ()	年 月 日
大阪市火災予防条例第 61 条の 2 の規定により、次のとおり届け出ます。	

工 事 の 場 所			
工事を行う防火対象物の名称			
消防用設備等の種類			
工 事 施 工 者	住 所 <small>(法人にあっては、 主たる事業所の 所在地)</small>	電話番号 ()	
	氏 名 <small>(法人にあっては、 その名称及び代 表者の氏名)</small>		
工 事 責 任 者	住 所	電話番号 ()	
	氏 名		
工 事 の 種 別	1 新設 2 増設 3 移設 4 取替え 5 改造 6 その他		
着工 (予定) 年月日	年 月 日	完成 (予定) 年月日	年 月 日
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

注 1 工事の種別欄については、該当する事項を○印で囲んでください。
 2 ※印の欄については、記入しないでください。

火炎伝走防止用消火装置設計届出書

年 月 日			
大阪市消防長 様 住 所 届出者 氏 名 電話番号 ()			
大阪市火災予防条例第 61 条の 2 の規定により、次のとおり届け出ます。			
工 事 の 場 所			
工 事 を 行 う 防 火 対 象 物 の 名 称			
工 事 施 工 者	住 所 (法人にあつては、主たる事業所の所在地)	電話番号 ()	
	氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)		
工 事 責 任 者	住 所	電話番号 ()	
	氏 名		
工 事 の 種 別	1 新設 2 増設 3 移設 4 取替え 5 改造 6 その他		
着工 (予定) 年 月 日	年 月 日	完成 (予定) 年 月 日	年 月 日
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 注 1 工事の種別欄については、該当する事項を○印で囲んでください。
 2 ※印の欄については、記入しないでください。